

澁川市立津久田小学校いじめ防止基本方針 平成 29 年 4 月

ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」

私たちは、いじめは必ずなくすことができると信じ、いじめの問題から目を背けずに、私たち自身の問題として考えます。そして、笑顔にあふれた学校生活のために、自分から行動を起こすことを約束し、ここにいじめ防止を宣言します。

勇気：わたしたちは、困っている人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動します。

思いやり：わたしたちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。

協力：わたしたちは、周りの人とよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。

平成 25 年 8 月 18 日
群馬県いじめ防止サミット

赤城北中学校地区「いじめ防止」重点行動目標

- ①互いが明るい表情になるように、あいさつをされたら、それ以上の声、気持ちで返す。
- ②言われた相手がうれしくなるように相手の良いところを探して伝える。
- ③相手の気持ちを考え、発言する前に一息おき、積極的にコミュニケーションをとる。

平成 29 年 1 月 24 日
赤城北中学校ブロックいじめ防止子ども会議

1、いじめの定義といじめの防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（H25年「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめの防止に対する基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、全教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく。また、いじめの防止等には、学校、家庭、地域やその他の関係機関との連携の下に進めていく。

2、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会の中で行う。）

○月1回及び必要に応じて開催

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置する。必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

○主な活動内容

- ・いじめについての共通理解と指導体制の確立
- ・いじめの事例について報告、分析、対策の決定
- ・「生活アンケート」の調査結果や教育相談の報告及び情報交換
- ・いじめや不登校等を含めた生徒指導上の諸問題に対する対応策の検討と決定
- ・要配慮や要支援児童への配慮事項の情報交換と支援方針決定
- ・生徒指導上の課題について、課題の整理や解決に向けた話し合い

(2) 職員会議での情報交換及び共通理解 ○月1回及び議題に応じて随時開催

全教職員で配慮を要する児童についての情報交換及び共通理解を図り、全職員での指導体制を検討し共有化していく。

3、いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学校・学級経営の充実

- ・児童に対する教職員の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合える学級作りを目指す。
- ・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「生活アンケート」やC&S調査結果を生か

したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

- (2) 授業における生徒指導の充実
 - ・「わかる授業」「楽しい授業」を通して、児童の学び合いの場を保障する。
 - ・「自己決定」「自己有用感」「成就感や充実感」をもてる授業の実践に努める。
- (3) 道徳教育の充実
 - ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- (4) 相談体制の整備
 - ・C&S調査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級経営の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
 - ・毎月の「生活アンケート」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
 - ・スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- (5) 自尊感情を高める学校行事
 - ・達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、運営、実施する。
- (6) 代表、専門委員会、縦割り班活動の実施
 - ・児童たちが自分たちの問題としていじめ予防と解決に取り組めるように、主体的な活動の場を確保する。
 - ・縦割り活動の通学班登下校や交流の場を設定することで、リーダーを中心として協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (7) スマホやインターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ・児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育を推進するなどして迅速に対応する。
- (8) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・中学校や幼稚園・保育園等と情報交換や交流学习を行う。
- (9) 保護者や地域への働きかけ
 - ・PTA総会や学校説明会等の場で、保護者に対して、いじめ（ネットいじめを含む）に対する指導方針の情報を提供する。
 - ・いじめのもつ問題性と重要性、家庭教育の役割の大切さなどを理解してもらうため、学校だより、学級懇談会等による広報、啓発活動を行う。

4、いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

- (1) 教師による日常観察

学校生活全般の中で、児童のささいな変化、いじめに繋がる小さな行為をよく観察し、常に職員で情報を共有し、組織的体制で児童を見守っていく。
- (2) 「生活アンケート」の実施

毎月、「生活アンケート」を実施する。特に4月・10月には詳細なアンケートを実施し、家庭訪問や教育相談等の機会に活用を図り、保護者との連携を深める。また、「生活アンケート」をもとに、一人ひとりの児童に声をかけたり直接話をしたりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- (3) 個人ノート・生活作文・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活作文、日記などから交友関係や悩みを把握したりする。
- (4) 「津久田小安全守り隊」の活動

学校安全・いじめ防止のために、パトロール等の活動を行ってくれる児童を募り、児童による自治活動を促す。
- (5) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、悩みを抱える児童や保護者にはスクールカウンセラーとの面談を勧め、スクールカウンセラーからの指導・助言を得て、当事者の悩み解消に努める。必要に応じて、教育委員会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

5、いじめに対する早期対応

いじめ発生の確認をした時には、以下のような組織的対応を速やかに行う。

- ①いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ②いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、組織的に対応を協議する。
- ③教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、警察署、児童相談所等の関係機

関との連携のもとで取り組む。

- ④いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑤いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑥事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑦犯罪行為として取り扱うべきいじめ及びネット上のいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

6、重大事態への対処

(1) 重大事態とは(定義)

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(H25年「いじめ防止対策推進法」第28条より)

(2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤必要に応じスクールカウンセラー等により、児童や保護者への心のケアを行う。

7、学校の取り組みに対する検証・見直し・評価

いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員や保護者による学校評価を実施し、いじめに関する取り組みの検証や評価を行う。

<津久田小学校いじめ防止取組の年間計画>

(別表)

津久田小児童会の「あすなろ」運動への取組

- ㉞ いさつ ㉟ りっぱをそろえよう ㊱ らんで静かにまとう ㊲ うかを走らない

	いじめ防止対策委員会の活動 (生徒指導委員会)	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との 連携	生活 目標
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施 ・学年、学級開き指導 ・スクールカウンセラー相談窓口の周知 ・児童会による「あいさつ運動」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策についての説明や啓発 (PTA総会、学級懇談会) 	<p>互いが明るく表情になるように、 声、気持ちを返す。 あいさつをされたら、それ以上の</p> <p>㉞</p>
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策に関わる共通理解 ・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止強化月間 ・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・SCによるソーシャルスキルトレーニングの授業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換(家庭訪問) ・のぼり旗を活用し、PTAや地域、関係団体との連携を図る。 	<p>㉟</p>
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊活動開始 ・SCによるソーシャルスキルトレーニングの授業 		<p>㊱</p> <p>㊲</p>

	いじめ防止対策委員会の活動 (生徒指導委員会)	未然防止・早期発見の取組	保護者・地域との 連携	生活 目標
7月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動 ・ＳＣによるソーシャルスキル トレーニングの授業	・学校評価の実施	
8月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・津久田小安全守り隊の活動 ・課題提出日を活用した長期休 業中の児童の様子把握と２ 学期に向けた個別指導		㊦
9月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動		
10月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動 ・ＳＣによるソーシャルスキル トレーニングの授業		
11月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動 ・ＳＣによるソーシャルスキル トレーニングの授業	・保護者との情報交 換（教育相談）	
12月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・いじめ防止強化月間 ・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・人権週間、人権学習 ・津久田小安全守り隊の活動 ・行事を通じた人間関係作り	・学校評価の実施 ・のぼり旗を活用 し、ＰＴＡや地域、 関係団体との連携を 図る。	
1月	・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動 ・ＳＣによるソーシャルスキル トレーニングの授業		相手の気持ちを考え、発言する前に一息 おき、積極的にコミュニケーションとる。
2月	・評価を基に、基本方針の見 直し ・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・いじめ防止子ども会議参加 ・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動 ・ＳＣによるソーシャルスキル トレーニングの授業		
3月	・評価を基に、基本方針の見 直し ・児童に関する情報交換 ・アンケートの実施、集約、 対応	・生活アンケートの実施 ・学級指導や道徳授業 ・行事を通じた人間関係作り ・津久田小安全守り隊の活動の まとめ	・保護者との情報交 換（学年、学級保護 者会）	